

紀の川市総合教育会議会議規則

平成27年3月24日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 市長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議（以下「会議」という。）を設ける。

2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。

3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。

(構成員)

第2条 会議は、市長、教育長及び教育委員により構成する。

(会議)

第3条 会議は、市長が必要と認めた場合に、その都度これを招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考えるときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。

3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(招集)

第4条 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件をあらかじめ各構成員に通知して行う。

2 市長は、会議を招集したときは、直ちに前項に規定する事項を告示するものとする。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認められるとき、その他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

(議事録の作成)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し公表するように努めなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務局を教育部教育総務課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。